

商法二九三條ノ二と商法

二九三條ノ三・II

——その株式會社計算規定中における地位の正當性について——

久保欣哉

序

わが商法は、その二九三條ノ二と、二九三條ノ三・IIで、それぞれ株式による利益配當即ちいわゆる株式配當と、法定準備金の資本組入による新株の發行交付即ちいわゆる無償交付の制度を規定して居る。しかして株式配當は法律の規定上も解釋上も、現金による利益配當と同様に利益配當の一方式と解釋されて居る。これに對して無償交付は、解釋上株主の地位の分割であると解され、他の條文——例えば商法二〇八條——との關連を考えると、法律上も株主の地位の分割と規定されて居るといってよい。しかし此の兩制度は大變良く似通つた點を持つて居る。例えば株式配當の結果も、無償交付の結果も、會社の資本(商二八四參照)が増加するし、新株の發行交付が存在する。また株式

配當の母法たるアメリカの stock dividend の制度について、その通常のものとは通説判例が株主の地位の分割にすぎないとして居るところから、わが商法の株式配當もまた無償交付と同様に本質的には株主の地位の分割にすぎないのではなからうかという疑問を生ずるし、またそう主張する學説もある。もし本質的には地位の分割だとすれば、わが商法が株式配當に與えた株式會社の計算規定中における、利益配當という地位は不當なものといわねばならないのではないか。

以下株式配當、無償交付ともに株主の地位の分割であるかを検討し、兩制度の商法上の地位の合理性、正當性を考えたいと思ふ。

(1) 株式配當を利益配當の一方式、無償交付を株主の地位の分割と理解しつゝ、後者も又一種の株式配當であると表現する商法學者は多い。

例えば石井・商法會社法Ⅱ四二五頁、大隅—大森・遂條改正會社法解説四三六頁、田中(耕)・改訂會社法概論下四三二頁、鈴木編・株式實務五七九頁。

(2) Ballantine, On Corporations, 2ed., 1946, p. 482; Stevens, Handbook on the Law of Private Corporations, 1949 p. 455; Fletcher, Encyclopedia of the Law of Private Corporations, vol. 11, 1932, with supplement in 1953, §§ 5359, 5362.

(3) 大濱教授は此の立場をとる商法學者である(同教授

「株式配當について」早稲田法學第七二卷第四號三一九頁以下。會計學者では佐藤孝一博士が此の説に傾く(同博士「株式配當論」企業會計第四卷第四號三二頁以下)。此れに對し利益配當説を唱える會計學分野の論文には小沼敏「株式配當の所得性に就て」企業會計第六卷第一號六六頁以下、熊田亨「株式配當における若干の會計問題」經商論纂第六〇號七八頁以下があり、經營學分野では細井卓「自己金融」佐々木・古川編輯經營學講座第六卷財務管理二六三頁以下(特に三一頁以下)がある。

一 地位の分割たる無償交付(商三九三)

無償交付については學説は一致して株主の地位の分割と考へて居る。法の條文上も例えば商法二〇八條は株式質權者の物上代位を當然の事と規定して居る。ただし法定準備金の資本組入(商三九三)によるも會社の資産は不變同一に止まり、その組入に對し新株が發行交付せられるならば(商三九三)、在來の異なる地位に對し株式數の増加することは、一株の表わす地位が逆數的に減少することを意味するからである。即ち商法二九三條ノ四「株式分割」が形式上の地位の分割であるのに對し、これは實質的な地位の分割と理解される。以上を便宜上設例にて説明するならば次の通りである。ある株式會社が一株百圓の額面株式一千株を發行する事により十萬圓の資本金を有する上、法定準備金十萬圓が存在するとしよう。此の法定準備金全額を資本

に組入れて資本金を廿萬圓とし、一對一の無償交付を實施すれば、發行済株式數は二千株となる。又一株の持株主は二株の持株主となる。しかして無償交付以前における一株の持株主の會社における地位は千分の一であったが、無償交付後における二株の持株主の地位も又千分の一である。即ち舊株一株の地位は、新舊二株の地位に相當する。かくて法定準備金の資本組入による新株の發行交付は實質上の地位の分割にすぎないと理解されるのである。

(4) 本稿では「株式會社の再評價積立金の資本組入に關する法律」については觸れないが、所謂抱合増資の場合を除けば、本稿の理論は再評價積立金による無償交付にも當てはまる。

(5) 石井四二四頁、四二六頁、大隅一六森四四五頁、四四八頁、鈴木・會社法一八八頁、同「改正法上の新株引受權」法學協會雜誌第七二卷第六號五七〇頁、松田・鈴木(忠)・條解株式會社法下四四四頁。

(6) わが所得税法は利益準備金の資本組入は新株發行の有無に拘わらず「みなし配當」として所得税の對象とする(所得税法五・I②)。

資本準備金による場合もその内容により同様である(所得税法五・I②、法人税法一六)。此の意義について、商法の論理から不當とみなす立場があるが(松田・鈴木(忠)四四二頁)、速断を避ける。

二 假設の設定

(1) 配當可能利益の資本組入に基く
新株の發行交付——(假設一)——の意義

此の場合も無償交付の場合と同様に、會社財産から配當可能利益が流出しないから、會社の資産は同一に止まり、此れに對し新株の發行交付があれば無償交付同様に株主の地位の分割にすぎないと考えられる。これが配當可能利益によるのに對し、無償交付が法定準備金による點に相違があるのみで、剩餘金というように廣く理解すれば、統一的な把握が可能である。

(2) 假設一イコール株式配當(商二九)——(假設二)——
大濱教授はまさにこの假設二によつて株式配當を構成される。

その結果商法二九三條ノ二をもつて實質上の株主の地位の分割にすぎないと理解することとなり、アメリカの通説判例が stock dividend を擬制的、心理的、推定的利益配當にして、本質上利益配當ではなく株式分割類似の効果を認めるのと軌を一にし、わが商法の條文(商二九)は利益配當の形式をとる建前から、非合理的なものとして解せざるを得なくなる。

(7) 大濱・前掲論文三三四頁以下を次に引用する。

「株式配當は、利益配當の手段として新株を發行することであるが、その結果からいえば配當すべき利益を資本化 (capitalization) することになる。株式配當の結果、

會社についてはその資本金の増額を伴い、また株主については持株数を増加するが、しかし、それは、單に形式的に資本金の増額と株式数の増加となるだけであつて、實質的には會社にとつても株主にとつても資産の増加をもたらさない。けだし株式配當は、會社と株主との間に、いかなる形式、いかなる意味においても、財産的價値の授受を伴わないからである。あるいは株主に拂込濟の新株が交付されるのを見て、その株式の價格が給付されたと誤解する人があるかもしれない。しかしそれは明らかに錯覺である。元來株式は、企業所有者としての持分の割合を示すものであつて、會社の財産状態が全く同一である限り、株式の数を増加すればただ一株當りの割合が小さくなるだけで、その總和は依然として同一である。……中略……(傍點筆者)

商法は準備金を資本に組入れ、これに應じて株主に對し無償で新株を交付することを認めている(商二九三)。この株式の無償交付といわゆる株式配當とを比較すると、一方が準備金を財源とするに對し他方は配當すべき利益金により、また一方が取締役會の決議によるに反し他方は株主總會の特別決議を必要とし、その財源と手續の上には明確な區別があるが、その結果においてはなんら異なるところが無い。元來準備金もその本質は利益の積立であるから、財源上の區別は決して本質的なものとはいえない。……以下略……」

三 假設への反省

しからは假設一、二は正しいであろうか。法律的な反省を下さねばならない。まず假設一において、法定準備金の資本組入と、配當可能利益の資本組入を同一に考えたことは正しくない。前者では法定準備金の社外流出の必然性はないから資産の不變同一性を主張し得るのに對し、配當可能利益では、配當により社外に流出する事は殆ど確實であり、ただ配當がなされずに、代りに資本組入に充當したことにより社内留保が達成され、流出しなかつただけである。即ちここでは資産の不變同一性は必然的なものとは主張し得ない。従つて資産の不變同一なる前提を承認しうる無償交付(商三・九三)では、その本質につき先に検討せる如く、實質上の株主の地位の分割と理解するに妨げはない。しかし配當可能利益の資本組入には、地位の分割を説明する前提となつた資産の不變同一性が全面的に主張し得なくなつた以上、假設一の本質もまた地位の分割と單純に主張出來ないと考へる。

次に私は假設二として商法二九三條ノ二と假設一を同一なりと考へたが、假設一に對する右の反省より、假設一が單純に株主の地位の分割と主張し得なくなつた以上、株式配當(商三・九)も又同様に單純に株主の地位の分割とは主張し得なくなつた。更に假設二の設定方法自體は正しいであろうか。假設一では資本組入により資本増加があつてから新株の發行交付となるのに對

し、商法二九三條ノ二では株式による利益配當決議に基く新株の發行があつて、しかる後に資本が増加するのである。この一事をもつてしても兩者を同一視する假設二の設定方法は正當ではない。又商法二九三條ノ二では利益配當決議が存在し、株主は當該利益配當に對し具體的な利益配當支拂請求權(債權者の權利)を取得し、もしそれが現金で支拂われたならば資産の社外に流出することは必然であり、株式によつたために流出を免れたにすぎない。資産の不變同一性はここでは最早絕對的には主張し得ない。従つて地位の分割説をもつて株式配當を説明するのは決して當を得たものではない。

更に現金配當によれば減るべかりし資産が株式配當では減らなかつたという事は、一步積極的に解して株式配當の背後では資産の増加があつたとの考へに我々を導く。かくて株式配當の配當新株は増加資産に對應して新たに現われた地位と理解されるのである。決して舊株のみが配當前に表わした地位を、交付された新株と舊株で表わす(分け合)株主の地位の分割ではなく、擴大された株式會社組織上において、その附加的增加部分に對應する地位としての新株の配當であり、それが株式である結果、舊株と合してたとえ配當前の舊株の表わす割合的地位と同一になるも、これは偶然的結果に外ならず、これを地位の分割たる必然の結果とみることは、右の擴大組織という事實を看過せるの誤りである。

(8) 利益があれば、株式發行前の定款によるか總株主の洞

意によらざる限り、必ず配當を要すとの立場(田中(誠)三八三頁)をとると、正に利益の全部または一部についての流出は確實となる。

利益あるも必ずしも配當を要せずとの説(石井四四九頁)によればその流出は不確實となる。

(9) 鈴木一八九頁。

(10) 鈴木一八九頁、ジュリスト第三三號會社法セミナー第二六回「利益配當の諸問題」(その四)四〇頁以下、商事法務研究第一卷第五號所載の味村治「小刻み無償交付と株式配當」二頁以下等参照。

四 利益配當としての株式配當(商二九)

株式配當は株主の地位の分割ではないとの私の以上の分析は、しかしながらただちに株式配當は利益配當であるとの結論を導き出すものではない。

さて私は株式配當では資産の増加を理解する事が可能である事を指摘したが、これは株式配當を利益配當と考える重要な前提である。ただしこの資産増加の觀念は、現金配當が株主に支拂われ、當該現金をもって新株の拂込を行ったと考える可能性を株式配當について與えるからである。わが所得税法の取扱いはこの立場による。この理解を若干解釋論に及ぼすならば、株式配當の端株處理(商二九)については現金配當の原則に戻るとするのが通説である事(無償交付(商二九三))では端株を生ずる

ような無償交付自体を許さぬと嚴格に解する有力な學説がある(18)、數種の社外株式ある場合は數量的に異なるのみで、同一種類の新株を配當して差支えないとするのが多數説である事(無償交付では、すべての説が一致して對應する種類の株式を與えるべきであるとする)、無償交付には商法二〇八條の明文があるのに株式配當には本條の適用のない事、更に株式配當には利益配當固有の蝸配當(商二九)の問題を生ずる事等を、根本的に理解し得ることとなる。

株式配當後株主の地位に變動が生ずるも、地位の分割後の變動ではなく、利益配當の結果たる變動であり差支えなく、ただ株主の利害に關する所から法は株主總會の決議要件を過重した(商二九三、二)と解する(16)。

以上の把握は株式配當を現金配當にひきなおした所より出發するが、法文に忠實に配當新株自体に利益配當を考える事も出來よう。配當新株は擴大された組織上の附加的な新しい地位であり、この地位の配當を株式配當とみるのである。かくて株式自体が配當の對象となる。ただ株式は株主たる地位を表わし、單純にその内容の財産的なもののみでない所に現金配當と異なるものが出て來る。即ち配當前の舊株だけの地位と、配當新株の地位の關連により、現金配當には生じない地位の變動を生ずる可能性これである。法は従って前述のように決議要件を過重したのであり妨げなく、このことは無償交付が單に地位の分割故、株主の利害に關する事の少い所から取締役會決議による(16)

(三) 商法二九三條ノ二と商法二九三條ノ三・Ⅱは本質的に異なる。ただし後者の前提たる資産の不変同一性は、前者では資産の増加を觀念する事が可能となり全面的に否定されるからである。

(一) 商法二九三條ノ二と商法二九三條ノ三・Ⅱは本質的に異なる。ただし後者の前提たる資産の不変同一性は、前者では資産の増加を觀念する事が可能となり全面的に否定されるからである。

(二) 株式配當の配當新株は擴大された組織上の部分に對應する、新たな附加的地位であり、在來の組織を前提とする在來の地位を、新舊兩株で分けあつたものではない。即ち株主の地位の分割ではない。

(三) 現金配當が新株の拂込に充當されたと考える餘地が存在する(沿革的に、また比較法的に)。

(四) 附加的地位たる配當新株自體を利益配當の給付對象と考える。

(五) 商法三四三條の決議あることにより、たとえ地位の變動を生ずる場合もあるも妨げない。

以上諸理由が相互に關連して株式配當は利益配當であるとして、商法上主張し得るに至る。したがって株式配當及び無償交付の法文上の地位は正當である。

(11) 沿革上、即ち舊法上行われた株式配當類似の方法につき石井四七五頁、大隅一大森四三五頁、田中(誠)三九三頁参照。

比較法上ドイツ株式法上の Gratisaktien (od. Freiak-tien) はわが舊法時代の右の沿革に同じであるが、通常利益配當支拂請求權の現物出資による、資本増加に當つての新株取得 (Kapitalerhöhung mit Sacheinlagen) として構成されて居る (Schlegelberger-Quasowski, Aktiengesetz, 2 Aufl. 1937, S. 711; Teichmann-Koehler, Aktiengesetz, 3 neubearbeitete Aufl. 1950, S. 378; Gierke (J. v.), Handelsrecht und Schiffahrtrecht, 7 Aufl. 1955, S. 362)。

此に對し英、佛ともにわが舊法上の方法と同様の沿革を内在せしめ、それぞれ bonus shares と actions gratuites の制度を有するが、ともに組入準備金の範圍は廣く、現行制度の本質がどのように理解されて居るかはこゝに速かに述べる事が出来なむ (イギリス一九四八年會社法附則 A 表第一二八條 Capitalization of profits 参照。これに Topham, Company Law, 11th ed. 1949, p. 138; Buckley, On the Companies Acts, 12th ed. 1949, p. 895. 小町谷「イギリス會社法概説」一〇「企業會計第十卷第一號」一三五頁。フランスの Augmentation du capital par incorporation des réserves について Ripert (G.), Traité élémentaire de droit commercial 2 ed. 1951, nos 1399 et suiv.; Escarra (J.), Cours de droit commercial, 1952, nos 875 et suiv. 及び松元直

一橋論叢 第三十七卷 第三號

「フランスにおける會社法改正事業について」一橋論叢第三四卷第七號九一頁。

(12) 篠原芳雄「株式配當と稅務計算」財政第一八卷第四號八二頁以下參照。

(13) 株式配當につき通説をとるのは石井四五頁、大濱・前掲稿三五頁、大住・株式會社會計の法的考察一八六頁、鈴木一八九頁、田中(耕)四四〇頁、野津・新會社法下二五九頁、吉田昂「株式配當と無償交付(一)」企業會計第六卷第九號四一頁。

異説の一は田中(誠)三九五頁、松田—鈴木(忠)四三九頁、その二は大隅—大森四四〇頁。

無償交付はその地位の分割たる本質上端株を生ずるを許さずとの嚴格説には石井四二七頁、大住二三〇頁、松田—鈴木(忠)四四四頁、吉田・前掲稿(二)企業會計第六卷第一〇號六〇頁。反對説は大隅—大森四四八頁、鈴木一八九頁、田中(誠)四〇四頁。

(14) 株式配當につき對應する種類の株式を與えんとするのは大隅—大森四三三八頁。大濱・前掲稿三五三頁は結果同説と解される。

私は通説を支持する(石井四六〇頁、田中(誠)三九五頁、松田—鈴木(忠)四三七頁)。

(15) 銷配當の株式配當の新株の效力をめぐり、新株は有効とし、取締役の責任(商二六六・I)と、違法配當額の會

社債權者による返還請求(商二九〇・I)によるとする説(大隅—大森四四三頁、田中(誠)三九六頁)と、新株發行無効の訴(商二八〇ノ一五)に準じ解決するとの説(石井四六二頁、松田—鈴木(忠)四三九頁)に分れる。

(16) 再評價積立金の資本組入による無償交付の場合、株主總會の特別決議を要求するのは(同法三・I)、端株を生ずる場合には端株を切捨てて新株を發行し得るとの定め(同法三・V)があり、端株主の利害に關する所大だからである(吉田・前掲稿(二)企業會計第六卷第一〇號六二頁)。

跋

以上の法律的な分析理解からはなれ、兩制度の市場における影響乃至受取り方をみると、そこには兩制度を類似視または同一視するに足るものがある。ただし發行價額が株式配當當時の舊株の市場價格に比して遙かに低い場合には、その當然の結果として市場價格が低下するであろう⁽¹⁷⁾(もっとも現金配當後の配當落の現象もあるが、他方無償交付だからとて、純理的に市場價格が下るものではなく、むしろ上昇する可能性もあり得よう。したがって法文上の明確な區別は實際上は明らかにならない場合が多いであろう。此の點で多くの商法學者が兩制度を區別しつつ、なお兩者を同様に考えるごとく表現するのを理解出来る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更により合理的な法形式の制定はなお今後の研究に待たねばなら

い。

(17) 鈴木教授は通常の新株発行(商二八〇ノ二以下)の場合、新株を券面額で発行するときは、新株発行後の株價は低落して、時價と券面額の中間に落つくこととなり、その意味では株式分割が行われた場合とある程度同様なりと指

摘される。同教授前掲稿、法學協會雜誌第七二卷第六號五七三頁。

(一九五六・九・一九)
(一橋大學大学院學生)